**遺産分割協議書**

被相続人 酒井　太郎

本籍 東京都港区六本木○丁目○番

最後の住所　　東京都港区六本木○丁目○番○号

生年月日 昭和３５年１月１日

死亡年月日 平成２６年１２月３１日

上記の者の相続について，酒井一郎，酒井二郎及び酒井三郎は，別紙遺産目録記載の遺産について，遺産分割の協議を行い，次のとおり合意した。

１　酒井一郎は，次に記載する遺産を取得する。

　　別紙遺産目録１⑴の土地の共有持分権の２分の１，同１⑵の建物の共有持分権の２分の１，同２⑵の株式，同４の割引国債及び同５の退職金のうち金４０００万円

２　酒井二郎は，次に記載する遺産を取得する。

　　別紙遺産目録１⑴の土地の共有持分権の４分の１，同１⑵の建物の共有持分権の４分の１，同２⑴の株式，同３⑴のゴルフ会員権及び同５の退職金のうち金２０００万円

３　酒井三郎は，次に記載する遺産を取得する。

　　別紙遺産目録１⑴の土地の共有持分権の４分の１，同１⑵の建物の共有持分権の４分の１，同３⑵のゴルフ会員権及び同５の退職金のうち金２０００万円

４　本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産については，酒井一郎がその遺産の２分の１の共有持分権を，酒井二郎及び酒井三郎がそれぞれその遺産の４分の１の共有持分権を，取得するものとする。その遺産が負債であるときも，負債の負担割合は，酒井一郎がその２分の１，相続人酒井二郎及び酒井三郎がそれぞれその４分の１とする。

５　⑴　酒井一郎，酒井二郎及び酒井三郎は，酒井家の祭祀を主催する者を酒井一郎と定める。

⑵　酒井家の系譜及び祭具は，酒井一郎が取得する。

⑶　墓の所有権及び墓地の使用権は，酒井一郎が取得する。

以上のとおり，遺産分割協議が成立したので，本協議書を３通作成し，署名押印のうえ，各自１通ずつ所持する。

平成○○年○月○日

住所　　　　 **東京都港区六本木○丁目○番○号**

相続人　　 **酒　井　　一　郎**

住所　　　　 **広島市中区八丁堀○丁目○番○号**

相続人　　 **酒　井　　二　郎**

住所　　　　　**仙台市青葉区本町○丁目○番○号**

相続人　　　　**酒　井　　三　郎**

（別紙）

**遺　産　目　録**

１　不動産

　⑴　所　　在　　　東京都港区六本木○丁目

地　　番　　　◯番◯

地　　目　　　宅地

地　　積　　　３００．００㎡

⑵　所在　　　東京都港区六本木○丁目

家屋番号　◯番◯

種類　　　木造

構造　　　瓦葺２階建

床面積　　１階　　７０．３２㎡

２階　　７０．００㎡

２　株式

⑴　会社名　株式会社○○

　　株式数　２万株

⑵　○○商事株式会社

　　株式数　１０株

３　ゴルフ会員権

　⑴　経営会社　株式会社○○ゴルフ

　　　コース名　○○倶楽部

　　　番　　号　第○号

⑵　経営会社　○○カントリー株式会社

　　　コース名　○○カントリー

番　　号　第○号

４　公社債

　　割引国債　　金２０００万円

５　退職金　　　○○退職金　金８０００万円